

2017年 10月 19日

株式会社 J E R A

代表取締役社長 垣見 祐二 様

横須賀石炭火力発電所建設計画に関する申し入れ

横須賀石炭火力発電所建設を考える会

共同代表：鈴木陸郎、榎本広

拝啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます

横須賀の石炭火力発電所建設計画について以下の事項を申し入れます。

一つは、前回の懇談では十分に深められなかった二酸化炭素排出量の削減について、「パリ協定」との関連を含めて申し入れたいと思います。

本事業（(仮称)横須賀石炭火力発電所）のアセス配慮書に対する環境大臣意見では「2014年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。さらに、石炭火力発電所の新設・増設計画が後を絶たず、石炭火力発電の割合の増加は我が国の温室効果ガス削減目標の達成に深刻な支障を来すことが懸念される。」「電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む実効性のある枠組みの下での取組が必要不可欠である。」と述べられています。

さらに、武豊火力発電所計画の準備書に対する環境大臣意見では「2030年度の二酸化炭素排出削減目標を約6600万トン超過する可能性がある。」「実際の排出量は更にこれを上回ることも想定される。このままでは2030年度の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に深刻な支障を来すことが懸念される。」と数値を上げて懸念を表明しています。

そして、「本事業者においては、①現時点において既にエネルギーミックスに基づく2030年度の石炭火力発電量や二酸化炭素排出量を上回り、かつ、適切な対応を講じなければ今後も増加するおそれがある状況、②脱炭素社会の構築に向けた世界の潮流の中で石炭火力発電を抑制していく流れがある状況、③更にはパリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる状況の下で、地球温暖化対策が不十分な石炭火力発電は是認できなくなるおそれもあり、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが極めて高いことを改めて自覚し、2030年度及びそれ以降に向けた本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。」と述べていますが、これは横須賀石炭火力発電所建設についても同様の指摘と受け止めることができると思います。

さらに続けて、環境大臣の意見では、武豊石炭火力発電所の貴社への継承についても述べられ「現時点において、本事業者及び株式会社JERAとしての目指すべき水準の達成状況は不明であり、達成に向けた具体的な方策や行程については明確にしていない。上記を踏まえ、目標達成に向けた具体的な

方策や行程の確立及び温室効果ガス削減に向けた不断の努力が必要不可欠である。」と繰り返し二酸化炭素排出量の削減の努力を求めています。

- (1) 「パリ協定」に基づく二酸化炭素削減の目標達成ができないという懸念や事業者に対する削減努力への期待などの環境大臣の意見は、私たちの思いと共有するものです。大臣意見をどのように受けて止めて、どのように取り組まれているのか、ご見解をお示しください。また、「パリ協定」を達成するため、国の政策変更が不可欠と思われませんが、ご見解をお示し下さい。
- (2) 大臣意見では国際エネルギー機関（IEA）が述べている「座礁資産」になるリスクやダイインベスタの活動などを紹介しています。貴社は石炭を調達を含めてグローバル戦略に位置づけているが、その懸念はないのかご見解をお示しください。
- (3) 「パリ協定」の目標達成に対する貴社の独自の取り組みが国際社会からも歓迎され、企業評価が高まると考えられ、リーディングカンパニーとして業界を牽引していく責任でもあると思いますが、その戦略についてお示し下さい。
- (4) 横須賀市は地球温暖化対策の一環として低炭素で持続可能なよこすか戦略プランを作成し、二酸化炭素の排出量削減に取り組んでいます。最も排出量の多い事業者として横須賀市の取り組みに協力する貴社の責任をどう果たすのか問われると思います。（仮称）横須賀石炭火力発電所から排出される二酸化炭素の横須賀市の事業者としてカウントされる排出量はどのくらいになるのか。燃料が石炭の場合とLNGの場合を比較しながら、示してください。その上で、なお燃料を石炭にする理由について説明してください。

二つ目は、大気環境についての問題です。

本事業（（仮称）横須賀石炭火力発電所）のアセス配慮書に対する環境大臣意見では大気環境について「事業実施想定区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされている。また、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在する、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下の十分な配慮を行うこと。」としています。この点で前回の懇談でも要望しましたが、東京湾周辺の火力発電所から排出される大気汚染物質による複合汚染について事業者が電気事業低炭素社会協議会という自主的枠組みをもっておられますので、複合汚染についてもこうした枠組みなどを活用して影響を予測し明らかにすることは可能であり、当然の責務と思います。社会的責任として業界をあげて取り組むよう強く要望します。